

○木更津市契約事務要領

(平成25年4月1日決定)

改正	平成26年 4月 1日	令和 2年 4月 1日
	平成27年 2月27日	令和 3年 3月 8日
	平成29年 2月20日	令和 4年 3月18日
	平成30年 1月25日	令和 7年 3月31日
	令和元年 9月20日	令和 7年 5月31日

(目的)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託、役務の提供、物件の購入並びに賃貸借（以下「建設工事等」という。）の契約事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札執行者)

第2条 入札は、木更津市行政組織規則（昭和51年木更津市規則第22号）の規定により契約検査課が所管する建設工事の入札は契約検査課が、その他の建設工事等については建設工事等に係る予算を執行する課等（以下「事業担当課（室）」という。）の長が執行するものとする。

2 前項の規定により入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）が都合により執行できない場合は、あらかじめ入札執行者が指名した者が代行できる。

(予定価格調書作成の省略)

第3条 木更津市財務規則（昭和62年木更津市規則第1号。以下「財務規則」という。）第142条ただし書において、随意契約の予定価格調書の作成を省略できる場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 法令等に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約を締結することが不可能又は著しく困難であると認められる場合。

(2) 設計金額又は購入予定価格が100万円を超えない、かつ、財務規則第141条第4項に規定する額を超えない場合。

(指名業者の決定)

第4条 木更津市事務決裁規程（昭和51年木更津市訓令第5号）別表第1の規定による工事関

係の指名業者の決定区分は、その他の建設工事等についても適用するものとする。

2 前項の規定は、随意契約において見積を依頼する相手（以下「見積者」という。）を決定する場合において準用する。

3 建設工事等に係る予算を執行する部等（以下「事業担当部」という。）の長は、木更津市建設工事等指名業者選定審査会規程（昭和39年木更津市訓令第6号）第2条の規定により木更津市建設工事等指名業者選定審査会の選定を受けなければならない場合を除き、前2項の指名業者又は見積者を決定する場合は「指名業者推薦書」（別記第1号様式）又は「見積者選定書」（別記第2号様式）を指名業者又は見積者の決定者（以下「指名業者決定者」という。）に提出するものとする。ただし、予定価格が財務規則第141条第4項に規定する額を超えない契約は、この限りでない。

4 指名業者決定者は、前3項の規定により指名業者又は見積者を決定した場合は、「指名業者（見積者）決定書」（別記第3号様式）を事業担当部長に送付するものとする。

（入札心得）

第5条 入札執行者は、入札参加者に対し、入札執行前に入札心得（別紙）を明示するものとする。

（現場説明等）

第6条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、特に必要と認められるときは、この限りでない。

2 現場説明会を行わない場合は、契約の内容及び履行条件等を明示した金額の記載のない設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）を、閲覧、貸出又は交付のいずれかの方法により示すものとする。

3 第1項ただし書の規定により現場説明会を行う場合は、「現場説明書」（別記第4号様式）を作成し、現場説明会参加者の署名を徴するものとする。

（見積期間）

第7条 建設工事等の見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 予定価格が500万円未満の建設工事等については、1日以上

(2) 予定価格が500万円以上、5000万円未満の建設工事等については、10日以上

(3) 予定価格が5000万円以上の建設工事等については、15日以上

- 2 見積期間の起算日は、設計図書等の閲覧、貸出又は交付を開始した日（現場説明会を行う場合においては、当該現場説明会の開催日）とし、前項の見積期間には起算日を含まないものとする。
- 3 見積期間は、原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日が日曜日にあたるときはその翌日）並びに一般に夏期及び年末・年始の休暇にあたる期間を除いた期間とする。
（随意契約の方法等）

第8条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号の規定以外の随意契約は、特定の相手に見積を依頼する場合のみ行うものとする。なお、複数の受注希望者のうち最も有利な条件を示す者と契約を締結する方法は、一般競争入札又は指名競争入札によることを原則とし、複数の相手から徴した見積書の比較検討による随意契約は、施行令第167条の2第1項第1号に該当するもの以外を行わないものとする。

- 2 前項前段の場合における随意契約にかかる見積（以下「一者見積」という。）において、市が見積を依頼する相手（以下「見積者」という。）を決定したときは、「見積依頼書」（別記第5号様式）により見積者に通知するものとする。
- 3 一者見積において、見積者は、木更津市指定の「見積書」（別記第6号様式）を作成し、市が指定した日時及び場所に提出するものとする。
- 4 見積者は、代理人をして見積させるときは、見積書提出の前に「見積委任状」（別記第7号様式）を提出しなければならない。
- 5 一者見積において、見積額が予定価格を超えた場合は、直ちに再度の見積を行う。再度見積は1回までとする。
- 6 一者見積においては、木更津市入札約款（昭和50年7月1日決定）第5条（第5号、第6号、第7号及び第9号を除く。）の規定を準用する。この場合において、「入札」は「見積」と、「最低入札価格」は「見積価格」と読み替える。

（最低制限価格）

第9条 建設工事の請負に係る入札において、設計金額が200万円超え、5,000万円未満の場合は最低制限価格を設けるものとする。この場合の最低制限価格は、第1号に定める額とする。ただし、その額が第2号に定める額を超える場合にあっては第2号に定める額とし、第3号に定める額に満たない場合にあっては第3号に定める額とする。

- (1) 次に掲げる額の合計額（算出された合計額に1万円未満の端数が生じたときは、これを

切り捨てるものとする。)に、100分の110を乗じて得た額。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格（税抜）」という。）

に100分の92を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。

(3) 予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。

(4) 第1号に規定する算定項目に含まれる費目は、次に定めるとおりとする。

算定項目	費 目
直接工事費	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、 処分費、等
共通仮設費	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、 技術者間接費、等
一般管理費等	一般管理費、等

2 設計金額が200万円以下又は5,000万円以上の建設工事の請負に係る入札において最低制限価格を設ける場合の当該価格は、前項の算定方法を準用するものとする。

3 前2項の規程にかかわらず、建設工事の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、第1項第2号に定める額から第1項第3号に定める額の範囲内で最低制限価格を定めることができるものとする。

4 製造の請負に係る入札において、設計金額が1,000万円以上の場合は、予定価格（税抜）の100分の80に相当する額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）の最低制限価格を設けるものとする。ただし、契約の履行に関し特に必要がないと認められる場合は、この限りではない。

5 工事関連業務委託のうち、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・コンサル」

という。)に係る入札において、設計金額が1,000万円以上の場合は最低制限価格を設けるものとする。この場合の最低制限価格は、第1号に定める額とする。ただし、その額が第2号に定める額を超える場合にあっては第2号に定める額とし、第3号に定める額に満たない場合にあっては第3号に定める額とする。

- (1) 下表に掲げる額の合計額（算出された合計額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費 100%	測量調査費 100%	諸経費 50%	—
建築関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費 100%	特別経費 100%	技術料等経費 60%	諸経費 60%
土木関係の 建設コンサルタント業務	直接人件費 100%	直接経費 100%	その他原価 90%	一般管理費等 50%
地質調査業務	直接調査費 100%	間接調査費 90%	解析等調査業務費 80%	諸経費 50%
補償関係コンサルタント業務	直接人件費 100%	直接経費 100%	その他原価 90%	一般管理費等 50%

- (2) 予定価格（税抜）に100分の81（測量業務委託については100分の82、地質調査については100分の85）を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。

- (3) 予定価格（税抜）に100分の60（測量業務委託については100分の60、地質調査については3分の2）を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。

（入札不調に伴う措置）

第10条 入札執行者は、再度入札の結果においても落札者がいないときは、有効な入札のうち最低の入札価格と予定価格の差が僅少（おおむね1割以内）である場合に限り、当該入札をした者を随意契約の相手方とすることができる。

2 前項の規定により随意契約を行う場合は、当初入札に付する際に定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

（請書）

第11条 財務規則第145条第2項に規定により、請書又は見積書を徴さなければならない場合において、建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託及び賃貸借並びに契約金額が1

0万円を超える役務の提供の契約については、請書によるものとする。

(契約書添付書類)

第12条 契約締結時に、受注者に課税事業者届出書（別記第8号様式）又は免税事業者届出書（別記第9号様式）を提出させるものとする。

2 建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託並びに役務の提供に係る工事又は業務に着手したときは、受注者に遅滞なく着手届を提出させるものとする。

3 前2項の規定について、予定価格が財務規則第141条第4項に規定する額を超えない契約は、この限りでない。

(工事等管理台帳)

第13条 事業担当課長（室長）は、建設工事等の履行状況を把握するため、建設工事等の契約後直ちに「工事等管理台帳」（別記第10号様式）を作成し、備えなければならない。

附 則

1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

2 木更津市建設工事等契約事務要領（昭和59年4月1日決定）は、廃止する。

附 則 （平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年2月27日）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年2月20日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年1月25日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年9月20日）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 （令和2年4月1日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月8日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月18日）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 （令和７年３月３１日）

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附 則 （令和７年５月３１日）

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

指名業者推薦書

年 月 日

様

推薦者

部長

印

工事等名			
工事等場所			
設計金額	円	予算科目	・ ・ ・
対応業種等			
推薦理由			

この建設工事等について、次のとおり指名業者を推薦します。

業 者 番 号	業 者 名	所 在 区 分	指 名 回 数 ※	受 注 実 績 ※	手 持 工 事 数 ※	格 付 ※

注) 1 業者の記載順は、所在区分（①市内・②準市内・③県内・④県外）ごとの五十音順とする。

2 対応工事種類欄および※印欄は、建設工事の場合のみ記入する。

見 積 者 選 定 書

年 月 日

様

選定者

部長

印

工 事 等 名			
工事等場所			
設 計 金 額	円	予 算 科 目	・ ・ ・
対応業種等			
選 定 理 由			

この建設工事等について、次のとおり見積者を選定します。

業 者 番 号	業 者 名	所 在 区 分	指 名 回 数 ※ 回	受 注 実 績 ※ 件	手 持 工 事 数 ※ 件	格 付 ※

注）対応工事種類欄および※印欄は、建設工事の場合のみ記入する。

現場説明書

[illegible]

木 第 号
年 月 日

様

木更津市長

印

見 積 依 頼 書

市は、下記の工事等について貴殿を随意契約の相手に選定したので、受注の希望があれば見積を提出されるよう、通知します。

記

工 事 等 名

工 事 等 場 所

完 成（納 入）期 限

工 事 等 の 内 容 別に示す設計図書等のとおり

現 場 説 明 (1)日 時 ○○ 年 月 日 時 分

(2)場 所

設計等に関する質問 (1)質 問 ○○ 年 月 日 時までに
質問書を 課に提出する。

(2)回 答 ○○ 年 月 日 時までに
文書により回答する。

見 積 提 出 (1)日 時 ○○ 年 月 日 時 分

(2)場 所

(3)提出書類 見積書・代理人が見積書を提出する場合は見積委任状

※ 見積が採用となったときは、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの見積金額を見積書に記載すること。

契 約 保 証

契 約 内 容 前 金 払

部 分 払

その他、契約内容については、別に示す契約書案のとおり

なお、見積を辞退する場合は、辞退する旨及びその理由を明示した文書を、見積日時の前までに○○○○課まで提出すること。

見 積 書

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

工事等名 _____

年 月 日付け木 第 号による見積依頼書に記載された各事項をすべて承諾し、かつ、設計図書等も熟知しましたから、上記金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって受注したいので、見積いたします。

年 月 日

見 積 者

住 所

氏 名 印

(代理人) 印

木更津市長 様

見 積 委 任 状

年 月 日

木更津市長

様

住 所

氏 名

印

代理人の氏名

私は、都合により（ 印 ）を代理人と定め、下記工事等の見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

○ 工 事 等 名

○ 工事等場所

課税事業者届出書

年 月 日

木更津市長

様

住 所

氏 名

印

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない事業者）となる（予定である）ので、その旨届け出します。

記

課税期間 自 年 月 日

至 年 月 日

免税事業者届出書

年 月 日

木更津市長

様

住 所

氏 名

印

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）となる（予定である）ので、その旨届け出します。

記

課税期間 自 年 月 日

至 年 月 日

工事等管理台帳

		年度	年度		課等名				
工 事 等 名 称									
工 事 等 場 所									
工 事 種 類									
予 算	予算科目	款		項		目		節	
	予 算 額		円			議決区分		当初 ・ 月補正	
契 約 方 法		☐ 一般競争入札 ☐ 指名競争入札 ☐ 随意契約							
入札(見積)日時		年 月 日 午前・午後 時 分							
受 注 者	名 称							業者番号	
	所 在	(業者番号記入あれば記載不要)							
契 約 保 証	☐ 契約保証金 ☐ 金融機関の保証 ☐ 保証事業会社の保証 ☐ 履行保証保険 ☐ 公共工事履行保証証券 ☐ その他 () ☐ 免除 (財務規則第 条第 項の規定による)								
	保証者								
		当 初			変 更				
契 約 日		年 月 日			年 月 日		年 月 日		
工 事 (履 行) 期 間	自	年 月 日							
	至	年 月 日							
契 約 金 額		円			円		円		
設 計 内 容					☐ 変更あり ☐ 変更なし		☐ 変更あり ☐ 変更なし		
契 約 保 証 額		円			円		円		
前 金 払		当 初	中 間		部 分 払		1 回目	2 回目	3 回目
	支払日	年 月 日	年 月 日			検査日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	金 額	円	円			金 額	円	円	円
	保証額	円	円			出来高	%	%	%
完成(納入)日		年 月 日			検 査 日		年 月 日		
所見・工事成績		☐ 優 ☐ 良 ☐ 普通 ☐ 可 ・ 評定点 点							
					検査職員 職氏名				
					担 当 者 職氏名				

入 札 心 得

木更津市における入札は、木更津市入札約款ほかの規定により執行しますが、特に以下の事項について十分承知の上、入札に参加してください。

1 契約条件の熟知

入札参加者は、入札公告（指名競争入札にあっては指名競争入札通知書）、設計図書等、契約書案などを十分理解した上で入札に参加すること。

2 入札保証金

入札に参加するときは、入札前に、定められた入札保証金を納付すること。ただし、入札公告等で免除の定めがあるものはこの限りでない。

3 入札の参加

- (1) 入札は、木更津市が定めた入札書により行うこと。入札書は入札者の名称を記載した封筒に入れ封かんすること。入札積算見積内訳書の提出が求められている入札においては、入札積算見積内訳書を同封すること。
- (2) 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。
- (3) 入札前に誓約書（市指定様式）を提出すること。
- (4) 代理人をして入札させるときは、入札前に入札委任状（市指定様式）を提出すること。ただし、入札参加者またはその代理人は、同一の入札の他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (5) 指定した時刻までに入札場所に参加しない者は、入札に参加できない。
- (6) 入札書を提出した後は、入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。

4 入札の辞退

- (1) 入札が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、次によること。

- ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（市指定様式）を入札担当者に提出すること。郵送の場合は入札日の前日までに到達するものに限る。
- ② 入札執行中にあつては、入札辞退届または辞退の旨を明記した入札書を入札者の名称を記載した封筒に入れ、入札箱に投函すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

5 無効となる入札

次の事項に該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 記名押印を欠く入札
- ③ 金額を訂正した入札（訂正印押印の上、訂正してあるものも無効）
- ④ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤ 入札書に入札積算見積内訳書の添付を条件とした入札において、入札積算見積内訳書の添付がない入札または入札書と入札積算見積内訳書の整合性のない、もしくは入札積算見積内訳書に不備のある入札
- ⑥ 明らかに連合であると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑧ 再度入札の場合においては、前回の最低入札価格以上の入札
- ⑨ 予定価格を事前に公表した場合においては、予定価格に110分の100を乗じた額を超える入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定

(1) 落札者の決定は次による

- ① 最低制限価格を設けない入札においては、入札参加資格があると確認された者のうち予定価格以下で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- ② 最低制限価格を設けた入札においては、入札参加資格があると確認された者のうち予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

③ 前①・②に限らず、調査基準価格を設定した入札および総合評価落札方式による入札の落札者決定方法は別に定める規程による。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上のときは、当該入札をした者のくじにより落札者（入札参加資格が事後審査の場合は、審査順位）を定める。

7 再度入札

(1) 開札をした結果、落札となる価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は原則として1回までとする。

(2) 再度入札に参加できる者は、前回の入札に参加した者で、最低制限価格を設けた入札においては最低制限価格を下回る入札をした者を除く者とする。ただし、入札が無効となった者は、再度入札に参加できない。

8 契約保証金

(1) 落札者は契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、入札公告等で免除の定めがあるものはこの限りでない。

(2) 契約保証金に代えて、次の担保を提出することができる。

① 契約保証金に代わる有価証券

② 金融機関の保証

③ 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当し、その証書を提出したときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

① 保険会社と履行保証保険契約を締結したとき

② 保険会社と公共工事履行保証契約を締結したとき

(4) 調査基準価格が設定された入札において調査対象者が落札者となったときは、契約保証の額は契約金額の100分の30以上とする。

9 異議の申立

入札参加者は、入札後に入札約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。